

独立行政法人製品評価技術基盤機構の平成 31 年度の 業務運営に関する目標を達成するための計画（事業計画）

平成 31 年 3 月 29 日

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、行政執行法人として、①工業製品その他の物資に関する技術上の評価、②工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価、③工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供、④評価の技術に関する調査及び研究等の業務を遂行する。

近年、我が国を取り巻く、急速な少子高齢化や、経済のグローバル化、IoT、AI 等の第 4 次産業革命の進展、イノベーションの進展といった国民生活や産業活動の変化の中で、機構は、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図りつつ、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施するとともに、戦略的な広報活動を展開する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や、機構が有する専門的知見も活用しつつ、行政への制度構築支援・提案や企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等にも貢献する。

製品安全分野においては、製品事故の原因を究明し、再発防止と未然防止に貢献するとともに、原因究明から得られた知見を基に、事業者に対しより安全な製品の設計・製造・流通に繋がる情報の提供を強化するとともに、消費者に対しより安全な使用に繋がる情報の提供を強化し、社会全体の製品安全意識の向上を支援し、安全で豊かなくらしの創出に貢献する。

化学物質管理分野においては、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境に影響するリスクの低減に貢献する。その際、法執行業務の適切な実施に加えて、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理に係る国内外の制度調査や製

品を經由した化学物質リスク評価等の幅広い取組に挑戦し、より早い段階から価値ある情報を発信することにより事業者や消費者とのコミュニケーションを積極的に図る等、国民生活の安全レベルの更なる質的向上等が図られることを目指す。

バイオテクノロジー分野においては、微生物に係る遺伝資源等の利用による社会的リスクの低減を図りつつ、競争力の高いバイオ産業の発展に貢献する。その際、産業界との連携を重視しながら、近年注目されているヘルスケア、エネルギー、環境等の分野への応用や我が国が伝統的に強みとして有している発酵技術の地域産業等での活用を含めるとともに、生物多様性条約下での海外産微生物の使用や国産微生物の海外への持ち出しといった国際的な課題への確に対応する。

適合性認定分野においては、工業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組みにおける活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。その一環として、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についても調査する。

国際評価技術分野においては、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における評価技術の開発や認証基盤の整備を通じて、国際競争力強化に貢献する。また、電力システム改革後を見据えた電気保安規制のあり方に関する国の検討を支援することで、将来的な保安水準の維持・向上に貢献する。

以上を踏まえ、機構は、組織全体の機能を高めるため、高度な専門的人材の複層的活用による柔軟な運営体制を維持するとともに、新たな社会的課題に柔軟に対応することを目標に組織運営を行う。

このような中で、平成31年4月1日～平成32年3月31日までの期間における年度目標を達成するための計画を以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

I-1. 製品安全分野

製品事故の原因を究明、分析し、その結果を、経済産業省及び事業者・消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。加えて、予兆情報を活用した製品事故の未然防止に資する情報の提供を通じて、事業者による安全な製品の設計・開発、販売に貢献する。

さらに、リスクアセスメントによる安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全文化を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、企業等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な設計による製品が普及する社会を支える。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。

これらの取組を通して平成 31 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

（理由：基幹目標は、製品事故情報の収集及び原因調査・分析、事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進、技術基準・規格等の整備・作成支援等の個別事業活動を実施することによって目指すべきアウトカムであり、重要度が高い。指標はその貢献度を測るものである。

また、基幹目標の達成に向け、基盤整備/重要項目に掲げる事項を中心とした個別事業の強化が図られることから優先度が高い。

さらに、指標である重大製品事故の受付件数の減少率は、過去 5 年間の対前年度減少率の平均値を超える値であることから、難易度が高い。）

【指標】

消費生活用製品安全法に基づく、重大製品事故の受付件数を平成 30 年度比 3%減少

【基盤整備/重要項目】

これまでの製品事故情報を活かし、中期的な視点から製品事故の未然防止に向け、以下を実施。

- ① 製品事故予測システムの機能向上及び対象製品の拡大
- ② 近年、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池等の事故原因究明
- ③ 技術基準・規格の整備、行政・産業界への活用に向けた働きかけ
- ④ 様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信

以上を踏まえ、平成 31 年度は以下の業務を実施する。

1. 国の法令業務等に対する支援

(1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析

ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析等により、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施する。

【指標】

- ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 802 件
注：全件実施：主務省からの指示・要請、事業者からの申請等件数に対し、全数を実施（以下同様）

イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 802 件
注：重大製品事故 1 件につきアと同時に指示があるため、実施件数はアと同数になる。

ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・非重大製品事故の原因究明調査実施件数（非重大製品事故として受け付けた全数を

実施)

(参考) 過去3年平均 1,387件

(2) 誤使用及び不注意情報の収集と分析

事業者において製品事故と認識していない、使用者の明らかな誤使用、不注意情報を収集し分析を行う。

具体的には、製品事故に至ったものの、誤使用・不注意による事故や、人的被害には至っていないが、事故に至る可能性がある、いわゆる「ヒヤリハット情報」について、全国の消防、製造・流通事業者等の協力を得ながら適切に効率よく収集し、また、その要因を分析する。

(3) 事故調査により得られる技術的知見及び新技術を活用した、事故原因究明の高度化・効率化への取組

事故調査から得られる技術的な知見及び新技術を活用した事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における究明率の向上、原因調査期間の短縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。また、IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。【難易度：高】

(理由：これまでの事故調査で得られた知見、経験と新たな技術的視点を加えて、製品事故の再発・未然防止につながる波及効果の高い事故原因究明手法等を、速やかに開発・確立することは難易度が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。

この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。

【指標】

・収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組テーマ数(5件)

イ IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。

ウ 機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AIを利用した製品事故の原因予測

及び調査方針の決定を行う仕組み作りを開始する。

(4) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、行政施策への反映のための取組

(1)、(2) 及び (3) で得られた調査・分析結果等の情報から、リスク分析、実証試験等を行い、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の再発・未然防止につながる提案等を行う。

上記に際し、特に製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池については、円筒形（ノートパソコン用）リチウムイオン蓄電池の更なる調査に加え、角形（携帯電話用）リチウムイオン蓄電池の繰り返し使用に伴う劣化評価試験も実施する。

(5) 立入検査・適合性検査等

ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。

【指標】

・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 239件

・消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数（製造事業者等からの依

頼に基づき全数を実施)

(参考) 過去3年平均 20件

(6) 技術基準整備の推進

製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系等の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

具体的には、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る整合規格(※)の整備等を支援する。

【指標】

・ 整合規格案の技術評価件数(全件実施)

(参考) 過去3年平均 36件

(※整合規格:各法律の性能規定化された技術基準省令に整合しているJIS等の規格。)

(7) 海外関係機関との連携の強化

輸入製品による事故防止の強化を目的とし、経済産業省との国際戦略を踏まえて、米国消費者製品安全委員会(GPSC)、中国検験検疫科学研究院(CAIQ)、台湾經濟部標準検験局(BSMI)等の海外関係機関と連携し、リコール情報や海外の製品安全情報の共有等必要な取組を行い、日本に輸入される製品の安全性向上及び事故未然防止を図る。

国際消費者製品健康安全機構(ICPHSO)の国際会議に参加し、参加各国との意見交換や、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援するため、我が国の行政機関に対しても提供する。

2. 事業者の製品安全活動に対する支援

(1) 事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進

機構が保有する事故情報と事業者の製品設計に係る部品・材料情報や事業者が保有する顧客からのクレーム・修理受付情報を照合し、予測される事故シナリオ、過去の発生頻度、危害の程度等の情報を事業者に提供する仕組み(製品事故予測システム)について、中小企業を含む事業者からの要望をヒアリングし、その結果を反映させることにより機能を向上させるとともに、事故件数の多い石油給湯機、自転車等対象製品の追加を行う。また、AIによる製品ごと及び製品横断的な事故要因抽出を行い、事故シナリオの充実を図る。これにより、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する。【重要度:高】【難易度:高】

(理由：事業者の保有する予兆情報等と事故発生シナリオを照合し、事故発生との関係性を明確化・体系化することは、重要度の高い取組であり、事故原因究明から得られる知見を基に、速やかに事故発生メカニズムを整理し、一般化した事故発生シナリオにまとめることは、技術的に難易度が高い。)

(2) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、製品事故防止に資する取組（技術基準・規格等の整備、作成支援）

事故原因究明結果及び製品事故予測システムを活用し、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。

具体的には、製品事故件数が増加しているリチウムイオン蓄電池搭載製品等について、事故原因と現行技術基準・規格との関連性調査を実施する。

(3) 製品安全の向上に対する支援

事業者に、より安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識の向上を支援する。

具体的には、事業者の製品安全の向上に資する取組として、使用者特性を考慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報等について、業務報告会、社会人講座での講座開設、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援

消費者に、様々なメディアを通じて、より安全な製品の使用を促進するための有用な情報を幅広い世代に対して積極的に提供し、製品安全意識の向上を支援する。

具体的には、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて適宜提供するとともに、流通事業者と連携し、製品安全情報の消費者への伝達を効果的に行う。

また、製品安全教育への取組として、事故品（実物）の見学による一般消費者への啓発や消費者団体からの製品安全に関する講師派遣依頼への対応、大学と連携し、近い将来、製品の設計、製造、販売に携わる人材の教育を行い、もって安全な製品の普及を図る。

さらに、広報室によるソーシャルメディアを使った情報提供について、製品安全に係るコンテンツの提供等、積極的に参画することで、幅広い世代に対して製品安全情報を提供し、安全啓発、注意喚起を推進する。

I-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に向けて、化学物質管理法令の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。

また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理手法の国際調和に貢献するとともに、新たな化学物質管理に係る手法の開発等へ協力し、その結果が広く化学物質関係法令の効率的な施行に活用されることで、企業における新規化学物質・製品の開発促進や国民生活の安全レベルの更なる質的向上等に貢献することを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、国へ報告・提言を行うことを目指す。

なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による化学物質管理分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報発信にも努める。

これらの取組を通して平成 31 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

- (1) 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。
- (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じ、事業者や自治体における化学物質管理の改善を促進する。

【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

（理由：基幹目標は、化審法及び化管法の執行支援業務等の個別事業活動を実施することによって目指すべきアウトカムであり、重要度が高い。指標はその貢献度を測るものである。

また、基幹目標の達成に向け、基盤整備/重要項目に掲げる事項を中心とした個別事業の強化が図られることから優先度が高い。

さらに、指標である少量新規化学物質の売上喪失額の解消を実現するためには、平成 31 年 1 月に一部改正法が施行された化審法の制度を多くの事業者にも正しく活用してもらう必要があり、難易度が高い。また、リスクの懸念のある自治体と NITE との連携活動により新たな取組に着手することは、化学物質の環境排出量の推移

は横ばい傾向の中、さらなる削減の可能性を探る取組であり、難易度が高い。）

【指標】

- (1) 化審法の執行支援による少量新規化学物質の売上喪失額（平成 30 年度：約 210 億円）を 70%解消
- (2) 化学物質の生産量等を考慮し、PRTR 対象物質の環境排出量を前年度と同レベルに維持するとともに、リスクの懸念のある自治体に NITE との連携活動を働きかけ、3 件以上で新たな取組に着手
（なお、環境排出量は大気及び水域へ排出された量の合計値とし、また、各年度において集計した値とする。）

【基盤整備/重要項目】

これまでに蓄積した化学物質管理に関する知見と情報を活かし、

- ① 申請処理を効率化する化学物質構造表記ファイルを作成するシステムの提供と申請に対する事業者への支援を行うことにより、化審法の円滑な執行を支援する。また、化学物質の性状と構造との定量的な関係（QSAR）に基づく安全性評価の化審法運用への適用等制度の合理化・効率化に取り組む。
- ② 企業や自治体における化学物質管理を促進するため、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ）を公表する。また、簡易なリスク評価を実施し、リスクの懸念がある自治体にアプローチし、必要な助言・支援を行う。

以上を踏まえ、平成 31 年度は以下の業務を実施する。

1. 化審法の執行・執行支援業務

化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。

(1) 新規化学物質の事前審査等

化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、化学構造式をコンピュータ処理可能とし、申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイル（MOL ファイル）を作成するシステムを運用し、申請に対する事業者支援を行うとともに化学物質の性状と構造との定量的な関係（QSAR ※1）に基づく安全性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。【難易度：高】

（理由：制度・運用の更なる合理化の実現に向けて、関係省庁や有識者間で調和の取

れた合意形成を図るための科学的情報を提供することは、高度な技術的知見が必要であり、難易度が高い。）

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。

具体的には以下のとおり。

- ・新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言（これまでに採用された合理化案件、化審法に関する事業者への技術的な助言を含む）を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。
- ・分解性及び蓄積性に関する構造活性相関（QSAR）手法による予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。
- ・経済産業省の指示に基づき、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認を実施する。また、教育訓練等を行うとともに、国際調和を図るため、経済協力開発機構（OECD）の活動へ積極的に参画し、情報収集を行い、基準適合確認を実施するためのマニュアル等を見直す。

【指標】

- ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 309件
- ・構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数（全件実施）
（参考）過去3年平均 279件
- ・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 2件

イ 化審法における申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物（※2）の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。また、平成30年度に構築した申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイルを作成するシステムを事業者を提供するとともに、申請に対する事業者支援を行う。

【指標】

- ・少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 36,381件（少量新規）、165件（中間物等）

ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づ

き、的確に実施する。

また、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。さらに、申出内容等を簡素化・確認手続を迅速化する運用改善案を経済産業省に提案する。

【指標】

・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 32件（中間物等）、17件（少量新規）、10件（少量中間物等：
平成28年から実施のため過去2年平均）

エ 分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法による推計結果や様々な情報を活用することで総合的に評価を行う新たな評価手法の適用等、化審法運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図るとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。

なお、上記検討等に資するため、関連する経済協力開発機構（OECD）の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

- （※1 **構造活性相関**：物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性（生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等）との相関関係。）
- （※2 **少量新規化学物質、中間物等、少量中間物等**：新規化学物質の一種。少量新規化学物質は、年間の製造数量及び輸入数量の全国における環境排出量が1トン以下のもの。中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物等のうち、その年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下のもの。）

(2) リスク評価等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。【難易度：高】
（理由：効率的かつ先駆的な評価手法を確立することは、高い技術的な知見が必要であり、難易度が高い。）

（※**スクリーニング評価・リスク評価**：スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、優先評価化学物質を対象に第二種特定化学物質の該当性を判断するための評価。スクリーニング評価により優先評価化学物質に

指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」に大きく分かれる。リスク評価（一次）では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、取扱情報の報告を求めべき用途について判断するための「リスク評価Ⅱ」、取扱情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。）

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

【指標】

- ・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 6,679件（一般化学物質）、162件（優先評価化学物質）

- イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3省」という。）に提供する。

【指標】

- ・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数（全件実施）
（参考）過去3年平均 7,236物質（スクリーニング評価）、過去3年平均 169物質（リスク評価Ⅰ）
- ・リスク評価Ⅱに関する国に対する情報提供物質数（全件実施）
（参考）過去3年平均 8物質

- ウ スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。排出係数の見直しに当たっては、放散試験等の試験データを収集し、より実態を反映させたものとなるように努める。

- エ 経済協力開発機構（OECD）の暴露評価作業部会へ参画し、情報の収集を行い、必要に応じて、化審法リスク評価手法への利活用を検討する。

オ 反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査等を支援する。

なお、上記検討等に資するため、関連する経済協力開発機構（OECD）の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

(3) 化学物質公示名称原案の提供

化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。

【指標】

・ 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）

（参考）過去3年平均 化審法 209 件、安衛法 956 件（平成 27 年度からカウント方法を変更）

(4) 化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。

イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要に応じて、3省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。

2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務

化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。

(1) 化管法の執行支援業務

化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR (※) データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。

(※PRTR：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。)

① 事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書进行处理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。

なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。

【指標】

- ・ PRTR データ集計の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 35,172 件（届出データの記録・集計件数）

イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。

ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。

エ PRTR届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。

② 解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ ※）の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。

また、リスクの懸念のある自治体に働きかけを行い、自治体による新規の取組を促し、事業者や自治体の化学物質管理の改善を促進する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。
- イ PRTR マップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行う。
- ウ リスクの懸念のある自治体に働きかける等、PRTR データの活用方法に関する助言を行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。
- エ 経済協力開発機構（OECD）の PRTR ワーキンググループへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際統合化を図る。
- オ リスクコミュニケーションガイド等を活用した説明会等を通じて積極的に情報発信し、事業者の住民との対話を支援するとともに中小企業を含む事業者の自主管理の促進を目指す。

(※PRTR マップ： PRTR マップは、化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム。Web サイト上で閲覧が可能。)

③化管法の見直しに向けた検討の支援

化管法の見直しに向けた検討が進められていることから、経済産業省の要請に基づき、技術的知見とデータを活用し、PRTR データ等の分析・集計・加工等の技術的サポートを行う。

(2) 化管法の執行業務

化管法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

・ 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 22件（国際機関による検査への立会い実施件数）、3件（実態調査件数）

・ 化兵法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 12件

イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。

ウ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。

3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。

(1) 化学物質総合情報提供システム・GHS 関連情報等における情報の整備、提供

国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※1）の更新を迅速かつ的確に行い、事業者の利用に供するとともに、更なる利便性の向上を図る。また、政府 GHS 分類の再分類結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する情報発信のあり方を検討し、更なる利便性ととも、信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。

さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD ※2）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意

に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化学物質管理プラットフォームである NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。

【指標】

- ・ NITE-CHRIP における検索回数（過去 5 年平均±8%の年間リクエスト数）
（参考）過去 5 年平均 282 万リクエスト/年

イ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。

ウ 事業者による化学物質等安全データシート（Safety Data Sheet : SDS）や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS（※3）分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。さらに、政府 GHS 分類の再分類結果等についてユーザー目線での情報発信のあり方を検討し、その検討結果を踏まえ国連 GHS 専門家小委員会の議事録等の最新かつ有用な情報の整備・提供を行う。

【指標】

- ・ 3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 194 物質

（※1 NITE-CHRIP : Chemical Risk Information Platform 化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を掲載し、提供しているシステム。現在約 25 万物質の情報を掲載している。）

（※2 AJCSD : ASEAN Japan Chemical Safety Database 日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を掲載し、提供するシステム。平成 28 年度より機構が運用機関として本格運用を開始した。）

（※3 GHS : The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）化学物質の危

険有害性の分類及びラベル、安全データシート（SDS）による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。）

(2) 国内外の動向調査・分析等及び合理的な評価手法開発への取組

国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、効率的な評価方法等の検討や技術的支援等に取り組む。また、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。

なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質関連データベースの運用や、リスク評価手法及びインベントリの導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。また、化審法等について、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う。

イ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有等を進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構（OECD）のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。

ウ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。

なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。

(3) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。

具体的には、社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナーやメールマガジン（ケミマガ）やパンフレット等を通して、化学物質管理に関する情報発信を行う。

I-3. バイオテクノロジー分野

未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づく経済産業省のバイオ政策の下、微生物等の生物遺伝資源や生体物質等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源や生体物質等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。

また、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき我が国の強みを活かしたバイオ産業の新たな発展を促進するとともに、生物遺伝資源や生体物質等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、中小企業・ベンチャー企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを旨とする。

なお、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。また、機構によるバイオテクノロジー分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

これらの取組を通して平成 31 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】
（理由：基幹目標は、生物遺伝資源の産業利用促進、安全性確保等の個別事業活動を実施することによって目指すべきアウトカムであり、重要度が高い。指標はその貢献度を測るものである。

また、基幹目標の達成に向け、基盤整備/重要項目に掲げる事項を中心とした個別事業の強化が図られることから優先度が高い。

さらに、指標である微生物遺伝資源の利用件数は平成 23 年度以降減少傾向にある中、利用件数の増加率及び新規に微生物遺伝資源を利用する法人の割合は、ともに過去 3 年間の平均値を超える値であり、難易度が高い。）

【指標】

ユーザーニーズに基づく微生物遺伝資源の提供形態の多様化、及び利用環境整備により、微生物遺伝資源の利用件数を平成 30 年度比 2%増加（新規に微生物遺伝資源を利用する法人の割合を 20%以上）

（※新規に微生物遺伝資源を利用する法人：過去 5 年以内に利用がない法人）

【基盤整備/重要項目】

国内最大規模の微生物遺伝資源とそれらに関する技術や知見を活かし、

- ① 未来投資戦略 2017 に基づき、公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースのプロトタイプを公開
- ② 微生物遺伝資源の利活用促進に向けたサービス強化と安定的な供給
- ③ 機構の有する微生物遺伝資源の安全性や機能等に関する情報を整備し提供

以上を踏まえ、平成 31 年度は以下の業務を実施する。

1. 生物遺伝資源の産業利用促進

我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。

また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。

(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加

生物多様性条約や名古屋議定書等微生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外の BRC との交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

【指標】

・新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、300 株）

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。

ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーニーズに応じた微生物遺伝資源を的確に提供（分譲）し、利用を促進する。

【指標】

・微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の利用件数を平成 30 年度比 2%増加

エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの運営管理要件等に関する ISO 国際標準化事業に貢献する。また、当該貢献にあっては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。

オ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース（MiFuP ※）等により微生物遺伝資源の遺伝子や機能に関する情報を提供する。

（※ MiFuP：Microbial Functional Potential）

(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援

バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、生物資源データを集約した横断的データベースを平成 31 年度から公開し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。【重要度：高】【難易度：高】

（理由：生物遺伝資源利用促進支援は、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等に資するものであり、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出を実現するためには、公的機関が保有する生物資源データを集約した横断的データベースの整備が必要であるとともに、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転が必要であるため、重要度、難易度ともに高い。）

さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 微生物を主とする生物資源データを集約した横断的データベースを平成 31 年度に公開し安定的に運用するとともに、利用促進に向けた広報活動を実施する。

イ 企業や業界団体、公設試験研究機関との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。

なお、国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力に資する微生物遺伝資源に関する情報提供も行う。

【指標】

・企業との共同事業等及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数（10 件）

ウ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

【指標】

・生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユーザーからの依頼に基づき全数を実施）
（参考）平成 27 年度実績 1,974 株、平成 28 年度実績 2,984 株、平成 29 年度実績 6,982 株

エ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。

具体的には以下の業務を実施する。

ア 実習を伴う講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。

【指標】

・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 282 件

3. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。

(1) カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援のための体制整備を行う。【重要度：高】【難易度：高】

（理由：近年、ゲノム編集や AI 技術の進展により遺伝子組換え生物の開放系使用の需要が国内外で高まっているところ、我が国では経済産業省が所管する産業利用における生物多様性影響評価手法及び審査体制が整備されておらず、国内での利用の障壁となっている。

評価基準の策定は企業からのニーズも非常に高く、新規参入の促進によるバイオ産業の発展に寄与し、評価基準の東南アジア等の海外展開も期待されており、鉱工業利用における国内初となる審査体制を整備するものであることから、重要度、難易度ともに高い。）

【指標】

・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数（全件実施）

（参考）過去 3 年平均 215 件

(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。

【指標】

- ・ GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 1 件

（※GILSP(Good Industrial Large Scale Practice)遺伝子組換え微生物： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。）

(3) 立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・ カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 12 件

(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。

イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼした事例があるタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携し

て開発する。

ウ 獣毛繊維等生体物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法を関係機関と連携して開発する。また、ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、ISO 国際標準化に貢献する。

エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、必要に応じて、製品安全分野が化学物質管理分野の化学物質に関するリスク評価技術を活用して実施する事故原因究明技術の高度化に協力するために、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報提供を行う。

【指標】

- ・製品事故の原因物質解析の実施件数（生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施）

（参考）過去3年平均 27件

(5) 微生物安全情報の提供

既存のバイオテクノロジー関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

具体的には、平成30年度にM-RINDAとして統合した微生物の有害機能が検索可能なデータベースと有害菌リストにおいて、微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。

4. 生物多様性条約への対応

国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。

(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組

アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関（BRC）を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構築する。【重要度：高】【難易度：高】

（理由：生物多様性条約に基づく遺伝資源の利用条件等を定めた名古屋議定書の批准国が急速に増加して平成30年度末までに100カ国以上に達しており、我が国にお

いても同議定書に則した新たな移転の枠組みを整備することが急務の課題であるが、諸外国の規制制度や技術レベルに応じて生物遺伝資源の国際移転の条件に関する交渉等が必要となり、重要度、難易度ともに高い。）

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の日本への移転により日本の事業者を支援するための共同事業を実施する。

イ 企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源を簡便に利用できるように、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する枠組みを構築する。

【指標】

・生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築数（3件、うち新規1件）

ウ アジア間での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。また、2020年度に日本で開催される ACM17 に向け、関係機関と調整・協力する。

（※ACM：Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム）

(2) バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を経済産業省に提供する。また、BRC 間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等とアクセス及び利益配分に関する情報を調査し、ホームページを通じ広く情報提供する。

イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたこと

を示す書類「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。

I-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、工業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。さらに、政策的・社会的に必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定制度について、適時適確な審査実施体制の構築（区分・種類の追加も含む）による産業活動の促進を目指した対応を行い、我が国産業の競争力確保に貢献する。その一環として、審査業務の電子化を推進し、効率化、迅速化及びセキュリティの向上を目指す。

また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。

なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点も含め、新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。

また、機構による認定分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

これらの取組を通して平成 31 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

（理由：基幹目標は、工業標準化法に基づく試験事業者の登録制度の執行、計量法に基づく校正事業者の登録制度の執行、製品評価技術基盤機構認定制度の実施、認定に係る国際関係業務等の個別事業活動を実施することによって目指すべきアウトカムであり、重要度が高い。指標はその貢献度を測るものである。

また、基幹目標の達成に向け、基盤整備/重要項目に掲げる事項を中心とした個別事業の強化が図られることから優先度が高い。

さらに、指標である標章を付した証明書の発行件数は、過去 3 年間の対前年度増加率の平均値を超える値であり、難易度が高い。また、重要な新規分野の認定制度の創設件数は、過去の実績を超える水準であり、難易度が高い。）

【指標】

(1) 工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2 年間の移動平均）を平成 30 年度比 3%増加

（なお、発行件数には計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）の登録に係る区分の

- うち、濃度の区分及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)は含まない。)
- (2) 市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を2件以上創設し、その活用実績を上げる。

【基盤整備/重要項目】

- ① 登録・認定事業者やその顧客等に対する登録・認定制度の利用拡大に向けた取組を通じて、社会における認定の活用を促進
- ② 「今後の基準認証の在り方」(産構審基準認証小委答申。平成29年10月)を踏まえ、認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援によって、認証ビジネスや企業の海外展開を支援

以上を踏まえ、平成31年度は以下の業務を実施する。

1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等

(1) 試験事業者の登録・更新

工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。

また、JNLA制度の利用拡大に向け、JNLA登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けたJNLA登録試験事業者の意識啓発のため、JNLA登録試験事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多いJNLA登録試験事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していないJNLA登録試験事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。

さらに、7月1日施行の産業標準化法に的確に対応するため、JNLA関係文書の見直しを行うとともに、新たにJNLAの登録対象となる電磁的記録への対応を的確に実施する

【指標】

- ・ JNLA登録・更新審査の実施件数(全件実施)

(参考) 過去3年平均 60件

(2) 登録試験事業者に対する立入検査等

JNLA登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング(JNLA試買検査)を的確に実施する。

【指標】

- ・ JNLA立入検査及び試買検査の実施件数(全件実施)

(参考) 過去3年平均 14件(立入検査)、過去2年平均 6件(試買検査)(平成

28年度から実施)

(3) 登録区分の改正原案の作成

経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正原案の作成を行う。

(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した試験所の認定を申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する認定維持審査を的確に実施する。

【指標】

- ・ 国際相互承認取決に対応した試験所の認定及び認定維持審査（旧 定期検査）の実施件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 6件（認定）、30件（定期検査）

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

(1) 校正事業者の登録・更新

計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。

また、JCSS 制度の利用拡大に向け、JCSS 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JCSS 登録校正事業者の意識啓発のため、JCSS 登録校正事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多い JCSS 登録校正事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JCSS 登録校正事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。

【指標】

- ・ JCSS 登録・更新審査の実施件数（全件実施）

（参考）過去3年平均 121件

(2) 登録校正事業者に対する立入検査

JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ JCSS 立入検査の実施件数（全件実施）

(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の

認定・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。

【指標】

- ・ MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 28 件（認定・更新審査）、31 件（フォローアップ調査）

(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査

MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ MLAP 立入検査の実施件数（全件実施）

(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する認定維持審査を的確に実施する。

【指標】

- ・ 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定及び認定維持審査（旧 定期検査）の実施件数（全件実施）
（参考）過去3年平均 27 件（認定）、61 件（定期検査）

3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施

JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）において、安全の確保や国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、認定維持審査を的確に実施する。

また、国や産業界からの要請等、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を、迅速かつ的確に行う。

さらに、ASNITE 制度の利用拡大に向け、ASNITE 認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた ASNITE 認定事業者の意識啓発のため、ASNITE 認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、ASNITE 認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や ASNITE 認定事業者向けの情報提供等を行う。【重要度：高】【難易度：高】

（理由：新規分野の審査実施体制を構築し認定を実施するには、新たに技能評価・検証方法を検討し、認定審査に必要な技術専門家を確保する等の業務運営体制の確立が必要であり、これを迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。）

【指標】

- ・ ASNITE 認定審査及び認定維持審査（旧 定期検査）の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 12 件（認定審査）、59 件（定期検査）

4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組

(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施

法令（工業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法等））に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を経済産業省の指示に基づき、的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。

なお、工業標準化法に基づく調査については運用方法の改善を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 工業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

なお、工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査については、電子化等による事務手続き等の一層の効率化により、調査期間の短縮化を図る。

イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「製品安全 4 法」という。）に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・ 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）
（参考）過去 3 年平均 24 件（調査）、1 件（立入検査）、9 件（JIS 試買検査）

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化

産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、

認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。
- イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修を実施し、さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。
- ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。

(3) 認定に係る国際関係業務

認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。

具体的には、アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。特に、APACの国際評価を適切に受審する。また、APACへの国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。

(4) 認定制度の普及促進

知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。

イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。

ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。

さらに、審査員養成研修の受講機会を、適合性認定分野以外の分野における試験関連業務、試験所評価業務等に従事する職員に提供する。

(5) 認定審査業務の電子化

機構が運用する認定制度において、認定審査業務を電子化するための仕組みを構築し、認定審査の効率化、迅速化による申請者の負担軽減を図るとともに、認定審査業務のセキュリティ向上を図る。

具体的には、申請者からの書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等のためのシステムを開発する。

I-5. 国際評価技術分野

日本再興戦略（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び標準化官民戦略（平成 26 年 5 月 15 日策定）に基づき、新たな戦略的技術分野において、先進的な技術・知見等を活用した評価技術の開発、国際標準の提案、認証基盤の整備等を行う。

また、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、平成 32 年度を目処に電気保安行政を技術的に支援する専門機関の整備に向けた必要な取組を実施する。

なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による国際評価技術分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。

これらの取組を通して平成 31 年度は次に示す基幹目標の達成を目指す。

【基幹目標】

大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に位置づけられた蓄電池に関する重要業績評価指標である「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に 5,000 億円」の達成に貢献する。【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

（理由：基幹目標は、大型蓄電池システムの試験評価サービス実施等の個別事業活動を実施することによって目指すべきアウトカムであり、重要度が高い。指標はその貢献度を測るものである。

また、基幹目標の達成に向け、基盤整備/重要項目に掲げる事項を中心とした個別事業の強化が図られることから優先度が高い。

さらに、大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、市場がこれから形成される領域であることから、企業等の実用化支援や安全性に関する国際標準の獲得は難易度が高い。）

【指標】

- (1) 企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比 15%増加
- (2) 大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発について IS（※）の段階を達成

【基盤整備/重要項目】

- ① 世界最大級の施設を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援
- ② 戦略的な国際標準開発及び認証体制の構築により我が国企業の競争力強化、海外展開等を支援

以上を踏まえ、平成 31 年度は以下の業務を実施する。

(※ IS：国際規格 (International Standard) とは、国際規格制定における最終到達点)

1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備

IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立) 等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度：高】

(理由：国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。)

また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。【重要度：高】
【難易度：高】

(理由：大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、市場がこれから形成される領域である。こうした領域について日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所の運用、認証取得に活用されるための連携・調整や、国際で議論されている大型蓄電池システムの試験手法開発の進捗に併せ、当該試験を安全に実施するために必要な人員の確保や専門性の向上、試験ノウハウの蓄積等への対応が必要であるため、重要度、難易度ともに高い。)

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。

具体的には、以下の業務を実施する。

(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献

ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム (日本提案で設置)) の国内外委員会等に参加し、当該 TC の国際標準化活動に貢献する。

- イ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」とされている大型蓄電池システムに関して、2019～20 年度に国際標準発行予定の IEC62933-5-2 及び IEC62619 の 2nd バージョンの認証体制整備等、第三者の立場からその安全性等評価できる認証体制を整備するため、認証機関との協力体制を構築する。

(2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施

- ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、ISO/IEC 17025 に準拠した品質マニュアルの整備や、当該マニュアル等に基づく試験装置等の校正や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を継続的に行う。
- イ 施設を活用した企業のビジネスに直結する試験等を実施する。また、試験の実施に当たっては、試験機関との連携についても引き続き積極的に進める。

【指標】

- ・ 試験評価実施件数（外部からの依頼に基づき全数を実施）
（参考）平成 29 年度実績 24 社 54 件 78 試験実施

- ウ 試験評価拠点をより多くの事業者を活用してもらうための普及啓発活動を実施する。また、事業者訪問を通じて要望、ニーズを把握し、試験サービスの充実、改善につなげる。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。
- エ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、国内外の関係者、関係機関等との連携を実施する。

2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援

経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、機構が取りまとめた測定方法や試験手順の国際標準化を目指す。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。

(1) 国際標準化の取組への協力

- ア ファインバブルの国際標準化を目指して、ファインバブルの特性評価に関する測定方法を用いたデータ収集及び解析を行い、民間の業界団体に提供する。

イ 日本が推進するファインバブルの国際標準化を実現するため、ISO /TC 281（ファインバブル技術）の国内外委員会等に参加し、国際標準化活動に貢献する。また、規格案の審議を進展させるため、外部機関と連携し関係者の信頼を得るようにする。加えて、バイオテクノロジー分野が有するバイオテクノロジーに関する知見も活用する。

(2) 民間による認証体制構築等の支援

民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築等に協力する。

3. 電気保安技術支援業務

電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。

(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査

事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、経済産業省の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会に報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。

(2) 詳報データベースの構築・運用

行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう、平成 32 年度を目途に事故情報を活用しやすいよう整理しつつ高度な分析等の支援機能を有した事故情報データベースである「詳報データベース」の本格運用を開始する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故報告書の作成を支援するため、電気設備の事故報告書作成を支援するシステム（詳報作成支援システム）を公開しつつ、利用者から改善点や意見を抽出し、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。

イ 電気設備の事故情報の体系的な整理、分析、公表を目指し、平成 30 年度に構築した

電気設備の事故情報を整理・分析・公表するシステム（詳報管理システム・詳報公表システム）のプロトタイプ版について、利用予定者の試用を行って改善点や意見を抽出し、完成版の構築に必要な作業を行う。

(3) 技術支援機関としての体制整備

産業構造審議会保安分科会において、機構は事故分析機能等を通じハード面の安全性に係る技術的検討の総合調整機能の役割を担うことが期待されたことも踏まえて、経済産業省に対する支援を検討し、電気保安に関連する国内外の情報収集及び電気保安行政を技術的に支援する専門機関としての体制整備を行い、順次可能な支援を行う。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

【運営費交付金の見積りについて】

平成 32 年度の運営費交付金要求額については、業務の効率化を図りつつ、その時々状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。

$$\begin{aligned} \text{交付金額 } G_i &= (A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta \times \alpha_a + A_a(i-1) \times \zeta + \delta_a(i) \\ &+ \{(B_b(i-1) - C - \delta_b(i-1)) \times \beta \times \alpha_b + B_a(i-1) \times \zeta\} \times \gamma + \delta_b(i) + C \\ &- \varepsilon(i) \end{aligned}$$

(係数等の説明)

- ・ G : 交付金額 (i は年度)
- ・ $A_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・ $A_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分
- ・ $B_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分
- ・ $B_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分
- ・ C : 事務所賃料等の効率化ができない経費
- ・ α_a (一般管理費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定
- ・ α_b (業務経費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定
- ・ β (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。
- ・ γ (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・ $\delta_a(i)$ 、 $\delta_b(i)$ については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

- ・ $\varepsilon(i)$: 当該年度における利息収入等の見込額
- ・ ζ (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。

注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業を指す。

2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

3. 業務の電子化

NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルへの移行及び職員間コミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。また、電子決裁等業務の電子化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。

さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、統合型管理システムを構築することによって、大幅な管理業務の効率化を目指し、管理業務の完全電子化に向けた検討を開始する。
- イ テレワーク環境の拡充及び職員間コミュニケーションの活性化を支援する Web 会議環境の拡充等 NITE-LAN システム最適化計画に記載された事項の反映や促進を行う。
- ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用にあたっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。
- エ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、電子決裁及び業務のペーパーレス化

を推進する。さらに、NITE-LAN システムの運用(ヘルプデスク対応等)を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。

【指標】

- ・ NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率 (99%)
- ・ NITE-LAN システムの各種申請の処理時間 (3 営業日以内 (繁忙期を除く))
- ・ 電子決裁率を 100%とする。

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、消費税増税を考慮しつつ、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額に改定し、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。

具体的には、会計処理の適正化、平成 31 年度から適用される独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成 30 年 9 月 3 日制定 独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会）や「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 30 年 9 月 3 日改訂 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）に基づく財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。

また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。

【やむを得ない事情として想定される理由】

- ・ 運営費交付金の交付の遅延
- ・ 受託業務に係る経費の暫定立替え

<<別表 1>> 予算

<<別表 2>> 収支計画

<<別表 3>> 資金計画

Ⅳ. 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額：2,100,000,000 円

- ・ 想定される理由：

運営費交付金の受入れの遅延

受託業務に係る経費の暫定立替え

Ⅴ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

Ⅵ. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. その他業務運営に関する重要事項

1. 広報、情報提供の推進

安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性情報や評価技術を有効かつタイムリーに発信する。また、その情報発信を通じて、機構が国民・産業から信頼・支持されるとともに、機構の活動成果が広く活用されることを目指す。

なお、これら広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識をすることを目指す。

【指標】

- ・ 国民・社会に対する情報提供件数（500 件（動画投稿数を含む。）。なお、ツイッターのソーシャルメディアを活用した情報提供にも努める。）
- ・ （アウトカム）テレビや新聞等（Web 上のメディアへの掲載、Web ニュースを含む）のメディアにおける報道実績を 3%増加
（平成 30 年度実績の広告換算値との比較）
- ・ Web ニュース等、新しいメディアにおける報道実績を 10%増加
（平成 30 年度実績の件数との比較）
- ・ 国民からの認知度を前年度比で 10%増加
（平成 30 年度認知度調査結果との比較）

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、市民講座や施設見学、報告会、一般公開等、対象者にあった様々な取組による情報提供を推進する。

イ ホームページやソーシャルメディア、メールマガジン等の ICT（※）ツールを活用し、国内外に向け広くわかりやすい情報発信に努める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画による情報発信への転換を進める。

（※ICT： Information and Communications Technology（情報通信技術）のこと。）

ウ 計画的な広報活動や効果的な情報提供を行うために、NITE 中期広報戦略に基づき、多くの人に届く広報を目指す。

2. 施設及び設備に関する計画

年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。

(施設の内容)

大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い設備についての改修等工事、大型蓄電池システムの試験評価施設における作業準備棟の整備等を実施する。

(当初予定額)

16.2 億円

(財源)

施設整備費補助金

3. 組織・人事に関する計画

(1) 組織に関する計画

経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用するとともに、分野間の連携を継続的に進める。また、中期方針や基幹目標、基盤整備／重要項目を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け業務を見直していく。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。また、NITE-LAN システムの更新に伴って再構築した全職員参加型のイントラを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。

具体的には、以下について適宜取り組む。

- ・ 化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野）
- ・ 蓄電池の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施（製品安全分野、国際評価技術分野）
- ・ 化審法第一種特定化学物質等のリスク評価に向けた取組（化学物質管理分野、製品安全分野）
- ・ 住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発（製品安全分野、バイオテクノロジー分野）
- ・ バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有（バイオテクノロジー分野、適合性認定分野）
- ・ ファインバブルの応用に関連した国際規格化への協力（国際評価技術分野、バイオテクノロジー分野） 等

さらに、外部機関との連携を一層推進し、外部の情報、技術等の活用を図り、社会や産業界へより有効なサービスを提供する。

イ 各分野の若手から構成された技術戦略室等を中心に、オープン・イノベーション時代の到来に向け、機構自身がプレイヤー及び支援機関として、イノベーションへ貢献する。そのために、機構のサービスの充実を図るとともに、今後必要となる技術や事業、先進的な業務実施手法を模索し、適宜、フィージビリティスタディ等による実現可能性に関する調査、レビューを行い、実現が推奨される案件について平成 32 年度の事業計画への反映を目指す。

ウ 支所における業務について、保有する機能及び所在する地域における特長を活かし、支所ごとの取組を適宜実行する。

(2) 人事に関する計画

専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、中堅若手職員を中心とした能力開発研修や分野横断的な配置換等を積極的に推進し、外部機関との積極的な人事交流に取り組み、適正に人員を配置するとともに専門分野の複層化や業務経験の多様化を図る。また、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。

イ 人員配置や他分野との連携に取り組む人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力を活用するため、管理職等向けの研修を実施し、人材マネジメントの向上を図る。また、管理職育成への活用や業務パフォーマンス向上のため 360 度評価及び職員の業務満足度調査を実施する。

ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、男性職員も含めた育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに労働時間法制の改正に対応し長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活

の調和（ワークライフバランス）を推進する。

- エ 障害者雇用における積極的な差別是正措置として、障害の特性に配慮した合理的な方法を用いる採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに向けた施設整備、援助者の配置等の検討や職員研修を実施する。

4. 積立金の処分にに関する事項

当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。

5. その他機構の業務運営に関する事項

(1) 内部統制

機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理における PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標等についてディスカッションを行い、内部統制・リスク管理委員会や業務改善月間で機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。
- イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。
- ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。
- エ 理事長・理事と各センター所長等との間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各センターの次長以上の会議）、理事長ヒ

アリング(理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議)等を定期的に開催する。
また、機構幹部のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング
等で決定される機構幹部の事業方針等について機構全職員に共有する。

オ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評
価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外
部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共
有する。

カ 基幹目標を達成するために、基盤整備/重要項目を念頭に業務を行い、運営会議での
月次進捗報告をするとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進
捗報告及び有識者からの助言を踏まえて、事業の PDCA を継続的に実施し、効果的な
法人経営を行う。

(2)情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針
であるサイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)を踏まえ、機構の内
部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置
を講じる。特に、平成31年度は重点的に次の対策に取り組む。

- ① 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度)を基に、必要
に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メ
ールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ること
により、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。
- ② 国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデント
が発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の
提供等があったとき等においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対
策・対応を行う等、役職員(派遣職員等を含む)の情報セキュリティに対する意識
の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度
に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速
に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強

化する。

さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。

イ サイバーセキュリティ基本法に基づいて内閣サイバーセキュリティセンターが行政機関等に対して行うサイバーセキュリティ対策を強化するための監査に対応し、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。

ウ 情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。

(3) 情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映した e ラーニング等による指導を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定について電子起案を活用し迅速に行う。

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。

ウ 役職員（派遣職員等を含む）への個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映した e ラーニング等による研修を実施する。

(4) 保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。

イ 知的財産権について、NITE の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。

ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を 100%とする。

エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に定める 2013 年度を基準に 2020 年度（中間目標年度）までに温室効果ガスの総排出量 10%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる 10%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。

(5) 安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。

具体的には、以下の取組を実施する。

ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため中長期の営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。

イ 役職員（派遣職員等を含む）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。

ウ 消防計画等に基づく防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府

総合防災訓練に参加する。これにより、役職員（派遣職員等を含む）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。

- エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画（BCP）等に基づき、迅速な初動対応及び復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCPに基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年1回以上行う。

注：年度評価の評価単位は以下の9単位とする。

- ・ II-1. 製品安全分野
（事業計画： I-1. 製品安全分野）
- ・ II-2. 化学物質管理分野
（事業計画： I-2. 化学物質管理分野）
- ・ II-3. バイオテクノロジー分野
（事業計画： I-3. バイオテクノロジー分野）
- ・ II-4. 適合性認定分野
（事業計画： I-4. 適合性認定分野）
- ・ II-5. 国際評価技術分野
（事業計画： I-5. 国際評価技術分野）
- ・ III. 業務運営の効率化に関する事項
（事業計画： II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置）
- ・ IV. 財務内容の改善に関する事項
（事業計画： III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画、
IV. 短期借入金の限度額、
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、
VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画）
- ・ V. その他業務運営に関する事項 1. 広報、情報提供の推進
（事業計画： VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.）
- ・ V. その他業務運営に関する事項 2. 組織・人事に関する目標
（事業計画： VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. ~5.）

<<別表 1>> 予算

平成 31 年度予算

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
収入							
運営費交付金	1,848,325	1,123,278	1,598,864	1,092,856	688,174	932,517	7,284,014
施設整備費補助金	—	—	—	—	—	1,620,000	1,620,000
受託収入	—	63,256	126,948	—	—	—	190,204
うち国からの受託収入	—	63,256	126,948	—	—	—	190,204
うちその他からの受託収入	—	—	—	—	—	—	—
その他収入	800	11,000	112,868	145,514	56,000	—	326,182
計	1,849,125	1,197,534	1,838,680	1,238,370	744,174	2,552,517	9,420,400
支出							
業務経費	1,849,125	1,134,278	1,711,732	1,238,370	744,174	—	6,677,679
施設整備費	—	—	—	—	—	1,620,000	1,620,000
受託経費	—	63,256	126,948	—	—	—	190,204
一般管理費	—	—	—	—	—	932,517	932,517
計	1,849,125	1,197,534	1,838,680	1,238,370	744,174	2,552,517	9,420,400

[人件費の見積り] 期間中総額 2,794 百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] 平成 30 年度事業計画のⅡ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標 【運営費交付金の見積りについて】を参照のこと。

<<別表 2>> 収支計画

平成 31 年度収支計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
費用の部	1,982,019	1,240,631	1,985,620	1,171,875	719,196	940,733	8,040,074
経常費用	1,982,019	1,240,631	1,985,620	1,171,875	719,196	940,733	8,040,074
業務経費	1,564,270	989,589	1,502,559	983,806	607,773	—	5,647,997
受託経費	—	63,256	126,948	—	—	—	190,204
一般管理費	—	—	—	—	—	784,474	784,474
減価償却費	157,894	49,597	179,202	32,505	79,522	8,216	506,936
賞与・退職給付引当金繰入	259,107	136,926	176,072	155,103	31,654	147,680	906,542
財務費用（利息）	748	1,263	839	461	247	363	3,921
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,982,019	1,240,631	1,985,620	1,171,875	719,196	940,733	8,040,074
経常収益	1,982,019	1,240,631	1,985,620	1,171,875	719,196	940,733	8,040,074
運営費交付金収益	1,564,218	979,852	1,390,530	838,753	552,020	784,837	6,110,210
受託収入	—	63,256	126,948	—	—	—	190,204
手数料収入	800	11,000	112,868	145,514	56,000	—	326,182
資産見返負債戻入	157,894	49,597	179,202	32,505	79,522	8,216	506,936
賞与・退職給付引当 金見返に係る収益	259,107	136,926	176,072	155,103	31,654	147,680	906,542
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

<<別表 3>> 資金計画

平成 31 年度資金計画

(単位：千円)

区 別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
資金支出	1,849,125	1,197,534	1,838,680	1,238,370	744,174	2,552,517	9,420,400
業務活動による支出	1,749,864	1,130,382	1,734,729	1,092,151	611,546	898,550	7,217,222
投資活動による支出	30,743	7,516	38,009	103,985	110,059	1,620,749	1,911,061
財務活動による支出	68,518	59,636	65,942	42,234	22,569	33,218	292,117
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	1,849,125	1,197,534	1,838,680	1,238,370	744,174	2,552,517	9,420,400
業務活動による収入	1,849,125	1,197,534	1,838,680	1,238,370	744,174	932,517	7,800,400
運営費交付金による収入	1,848,325	1,123,278	1,598,864	1,092,856	688,174	932,517	7,284,014
受託収入	—	63,256	126,948	—	—	—	190,204
その他の収入	800	11,000	112,868	145,514	56,000	—	326,182
投資活動による収入	—	—	—	—	—	1,620,000	1,620,000
施設費による収入	—	—	—	—	—	1,620,000	1,620,000
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—